

鳥取市公設地方卸売市場再整備事業 事業促進のための
事業協力者募集要項

令和3年4月23日

【令和3年5月21日修正】

鳥取市

目次

第1	事業協力者の募集にあたって.....	- 1 -
1	募集の目的.....	- 1 -
2	事業協力者とは.....	- 2 -
3	事業の概要.....	- 2 -
第2	事業協力の内容.....	- 3 -
1	期待する事業協力者の役割.....	- 3 -
2	対象事業範囲.....	- 3 -
3	配慮すべき関連計画等.....	- 3 -
4	事業協力の内容.....	- 4 -
5	協力期間.....	- 4 -
6	基本協定の締結.....	- 4 -
7	費用負担.....	- 4 -
8	著作権の取扱い.....	- 4 -
9	設計施工等の発注に係る公募条件.....	- 4 -
第3	事業協力者の募集.....	- 5 -
1	事業協力者の応募資格.....	- 5 -
第4	応募手続等.....	- 6 -
1	募集要項等の公表.....	- 6 -
2	質問の受付及び回答.....	- 6 -
3	参加表明書等の受付・説明会の開催.....	- 6 -
4	応募者の資格審査及び提案要請書の送付.....	- 7 -
第5	事業企画提案書等の作成.....	- 7 -
1	事業企画提案書等の受付.....	- 7 -
2	事業企画提案書等に求める内容.....	- 7 -
第6	事業協力者の選定.....	- 8 -
1	選定委員会の設置・選定方法.....	- 8 -
2	選定結果及び公表.....	- 8 -
3	想定スケジュール.....	- 9 -
第7	提案の審査.....	- 9 -
1	審査の基本方針.....	- 9 -
2	審査の体制.....	- 9 -
3	審査の手順.....	- 9 -
4	評価の視点.....	- 11 -
第8	留意事項.....	- 12 -
第9	提出書類.....	- 13 -
1	参加表明書等.....	- 13 -
2	提案書.....	- 13 -
3	その他.....	- 13 -
4	提出先・連絡先.....	- 13 -

第1 事業協力者の募集にあたって

1 募集の目的

鳥取市公設地方卸売市場（以下「鳥取市場」といいます。）は、昭和48年の開場後、48年が経過し、施設・設備においては著しい老朽化が進んでおり、鳥取市（以下「市」といいます。）が平成27年度に、場内の4施設（青果棟、水産物棟、花き棟、管理事務所）の耐震診断を行った結果、国が定める構造耐震指標のIS値の基準の半分以下¹であるとの判定を受け、早急に建物の耐震化あるいは建替を行う必要性があると認められました。

加えて、生鮮食料品等を扱う施設にはコールドチェーン²の機能が必須となっているにもかかわらず、その整備ができていない状況です。

このような中、今後も求められる機能・役割を果たすため、『地域経済の持続的発展をけん引していく卸売市場』を将来像とした「鳥取市公設地方卸売市場経営戦略（以下「経営戦略」といいます。）」を策定し、課題への対応方針として、以下の4つの柱を挙げています。

- 建替による閉鎖型施設への転換
- 流通合理化・HACCP取得の促進などの機能の強化
- 直荷引（仲卸制度導入に合わせた）と第三者販売の適用
- 施設整備等におけるPPP手法導入の推進

この方針に基づき、同年3月、サウンディング型市場調査（以下「SD調査」といいます。）を実施したところ、参加された事業者から共通して、

- ◎ 現指定管理者（協同組合鳥取総合食品卸売市場）を排除する民間事業者の進出は困難。
- ◎ 卸売業者・仲卸業者のスペースに関しては、PFI事業は困難。
- ◎ 設計施工の方法として、DB（デザインビルド）が適切。

との意見を受けました。

協同組合鳥取総合食品卸売市場（以下「市場組合」といいます。）への確認、鳥取市公設地方卸売市場運営審議会への報告を行い、この意見を踏まえた鳥取市場再整備事業（以下「整備事業」といいます。）を推進していくことを公表しています。

整備事業に関しては、経営戦略で示した目標である令和7年度の全面供用開始を目標に、SD調査での共通した意見であったDB手法を中心に、事業協力者を活用した検討を進め、最終決定しますが、同時に、令和3年度中に事業者の公募を行うため必要な要求水準書の作成（民間事業者とコンサルタント契約を想定）を進行し、令和4年度中に最終決定を踏まえた事業者公募を目指します。

これらの状況を踏まえ、経営戦略で定めたPPP手法導入の推進の一環として、更なる民間事業者の専門的な知見や技術に基づく創意工夫を積極的に取り入れ、計画から設計・建設、管理運営まで経済的で効果的・効率的な事業を推進すべく、事業者公募に先立ち事業協力者を募集するものです。

¹ 鳥取県耐震診断等評定委員会 青果棟：0.22 鮮魚棟：0.35 花き棟：0.14 管理事務所：0.14

² 生鮮食品を生産・輸送・消費の過程で途切れることなく低温に保つ物流方式

2 事業協力者とは

事業協力者とは、計画の初期段階から参画し、助言・提案・情報提供などを行う経験豊富な民間事業者のことで、法律や条例に基づく制度（役割）ではなく、事業毎に、その役割が施行者との契約で個別的に定められます。

事業協力者の参画により、ノウハウの提供、資金調達手段の検討協力など、合意形成・事業推進が図られ、また、企画提案・助言などにより施設建築物の付加価値を高めることができます。

鳥取市場においては、施行者（市場の開設者である市）と、市から市場の管理運営を委託されている市場組合が連携し、事業協力者とともに、整備事業を推進することとなります。

【イメージ】



事業協力者は、市・指定管理者と対等のパートナー

※対等のパートナーとして無償で参画。

市は、事業協力者の意見を参考に事業化を促進

※事業計画への反映・要求水準書作成業務の参考意見とし公表。

事業協力者は、今後発注する事業者公募に参画可能

※事業協力者は事業者公募に事業主体として参画可能とするが、選定時において加点等の配慮はしない。

3 事業の概要

(1) 鳥取市場の概要

名称	鳥取市公設地方卸売市場
施設の管理者	協同組合鳥取総合食品卸売市場（指定管理者）
所在地	〒680-0914 鳥取県鳥取市南安長2丁目697番地
開設年月日	昭和48年（1973年）4月1日
用地面積	32,237 m ²
取扱品目	野菜・果物・水産物・花・その他加工品
供給対象地域	鳥取県東部・兵庫県北部・岡山県北部
供給対象人口	約250,000人
場内事業者	19社
買受人	193人

（出典）鳥取市公設地方卸売市場 HP ほか

(2) 整備事業のスケジュール予定

令和3年 7月 事業協力者の決定

9月 要求水準書作成に係るコンサルタント業務委託の公募

※本募集とは、異なります。

10月 同コンサルタント業務の決定

令和4年 2月 事業計画決定

令和4年 4月 事業者公募開始

第2 事業協力の内容

1 期待する事業協力者の役割

事業協力者には、整備事業の促進のため、すべての利害関係者に対して公平・公正な立場に立つ、市と市場組合との対等のパートナーとして、次の役割を期待しています。

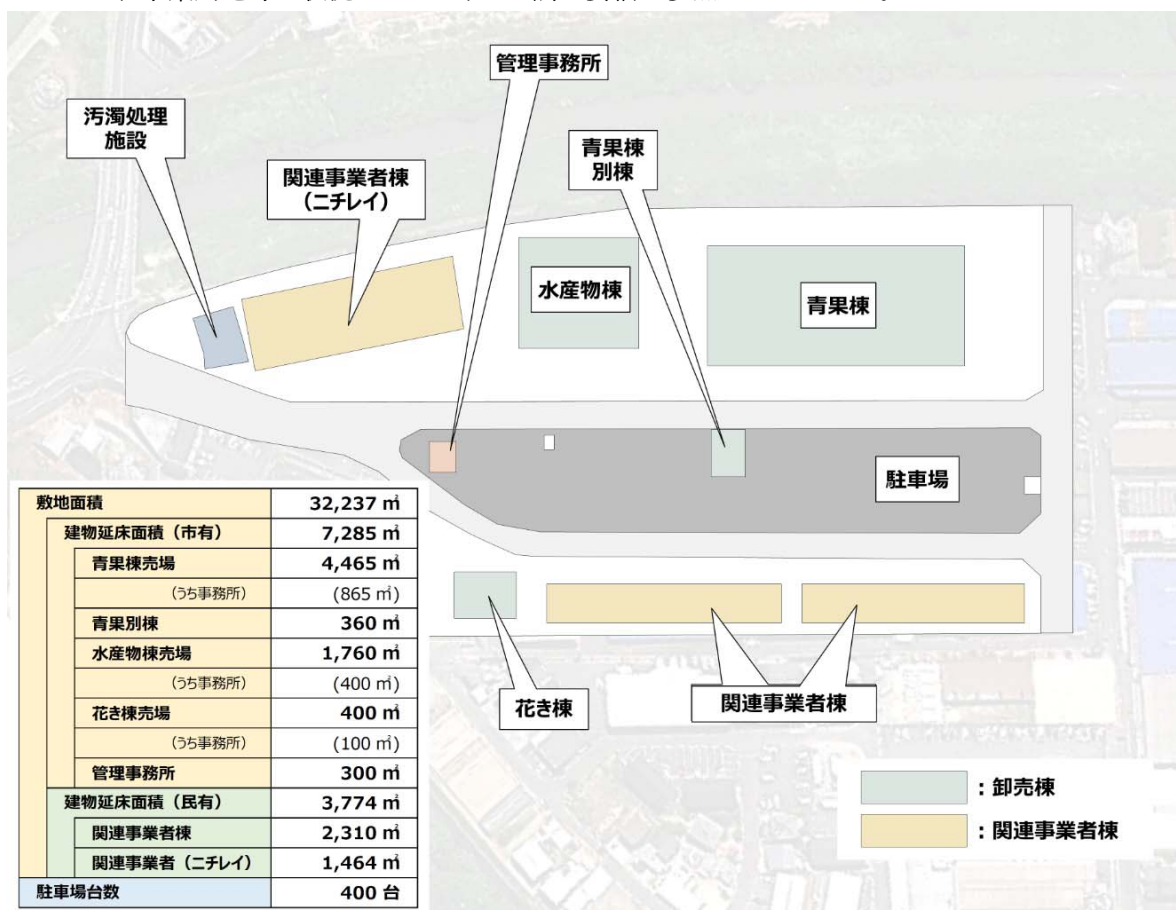
- 『地域経済の持続的発展をけん引していく卸売市場』の実現に資する施設配置計画の提案
- 市場参画事業者の負担を増大させない市場性・採算性・経済性等を踏まえた事業提案
- 市場本来機能を棄損しない、相乗効果を期待できる賑わい機能の提案

2 対象事業範囲

本事業の施行予定区域内（鳥取市場の現在の配置イメージと面積）

※関連事業者棟（ニチレイ）は、整備事業から除外します。

また、事業用地等の状況について、SD 調査要綱を参照してください。



3 配慮すべき関連計画等

特に配慮すべき関連計画等は、鳥取市公設地方卸売市場経営戦略となります。経営戦略策定後に行われたSD調査の要綱・結果の公表等、整備事業の経過については、以下のサイトを参照してください。

整備事業の経過：<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1613634651122/index.html>

4 事業協力の内容

整備事業の推進にあたり、市、市場組合及び鳥取市場に参画する事業者との間で、新たな施設が必要となる各事業者が使用する「面積」に関する合意形成が必要です。

これは、各事業者が描く将来像に沿うことが必要となることはもとより、面積及びその施工に要する予定価格により、増加する使用料が変化しますので、その再確認が必要となるためです。

このことから、本募集の事業協力者には、具体的には、以下の内容の提案を期待しています。

- ① 施設建築物の設計・設備に関する技術的な提案
- ② 現市場機能を維持した施設建築物の施工に関する技術的な提案
- ③ 余剰地等の活用方法及び賑わい創出に関する提案
- ④ その他市・市場組合が必要とする事項に関する提案

なお、決定した事業協力者は、9月中旬を目途に各事業者が使用する面積（施設配置・機能を含む）の提案に関する中間報告、令和4年2月末に最終報告を行っていただきます（いずれも内容を鳥取市公式ウェブサイト上に公表）。

5 協力期間

6に定めるの基本協定書の締結時から令和4年2月28日までとします。

ただし、整備事業の状況変化を踏まえ、DBの一括発注（または、それに類する設計施工を含む発注）に関する募集が開始される1か月前まで、双方の協議により、延長することができるものとします。

6 基本協定の締結

決定した最優秀提案者と市は、決定後速やかに、事業協力の目的、内容及び役割等を定めた「事業協力に関する基本協定」を締結するものとします。

協定の内容については、別途協議して定めるものとします。

7 費用負担

事業協力に係わる費用は、原則として事業協力者の負担とします。

8 著作権の取扱い

事業協力によって作成された成果品等の著作権は、市に帰属するものとします。

9 設計施工等の発注に係る公募条件

事業協力者、又は事業協力者を含む共同企業体等が、予定する要求水準書作成業務に関するコンサルティング募集に参加することはできません。

事業協力者、又は事業協力者を含む共同企業体等が、予定する整備事業の設計及び施工、双方又はいずれかの発注に係る募集に参加することはできますが、その優先交渉権者等を決定する審査において、事業協力による加点はありません。

第3 事業協力者の募集

1 事業協力者の応募資格

(1) 事業協力者の応募資格

事業協力者となることを希望する者（以下「応募者」といいます。）の応募資格は、以下のとおりとします。なお、資格判定の基準日は、応募書類の受付日とし、共同企業体での応募も可能とします。

- ① 計画性、事業性、経済性に優れた、整備事業の企画提案能力を有する者。
- ② 事業協力業務を完遂できる資力及び信用を有する者。
- ③ 市及び市場組合と共に事業に取り組む意欲を有する者。

なお、応募者が共同企業体を構成する場合は、当該共同企業体を構成する全ての者が①～③の要件を全て備えている必要があります。

(2) 次のいずれかに該当する者は、応募者となることができません（共同企業体を構成する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がいずれにも該当しないことが必要。）。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- ④ この公告の日以後に鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）又は鳥取市物品の売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成9年12月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者。
- ⑤ 法人税、消費税、市税を滞納している者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者。

(3) 応募者は、次に掲げる事項に該当する場合は、応募の資格を失うものとします。

- ① 応募に必要な書類に虚偽の記載をした場合。
- ② 受付期間中に応募に必要な書類を提出しなかった場合。
- ③ (1)に違反すると認められる場合。
- ④ 公募から決定までの期間に上記(2)①～⑥に掲げる事項に該当する場合。
- ⑤ その他不正な行為が行われたと市が認める場合。

なお、応募者が共同企業体を構成する場合は、いずれの項目についても、当該共同企業体の構成員の一が当該事項に該当すれば、当該共同企業体の全ての構成員が本募集に係る応募の資格を失うものとします。

第4 応募手続等

1 募集要項等の公表

募集要項等は、令和3年4月23日（金）から鳥取市公式ウェブサイト上に公表します。

整備事業の経過：<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1613634651122/index.html>

※本ページに専用サイトへのリンクを掲載。

2 質問の受付及び回答

応募者は、事業企画提案書等（以下「提案書」といいます。）の作成について、以下の要領により質問を行うことができます。

なお、提案書では、応募者の鳥取市場に関する基本的な考え方の指向を確認する意図がありますので、第7の「審査に対する考え方」についての質問には回答しません。

- (1) 受付期間 令和3年4月23日（金）から同年5月31日（月）午後5時まで
- (2) 質問方法 受付期間中に第9-4の提出先へ電子メールで意見・質問書（様式第9号）により提出することとします。
電話、窓口等の口頭による意見・質問は受け付けません。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、期限まで受け付けた全ての質問について、令和3年6月4日（金）までに鳥取市公式ウェブサイトに掲載します。なお、質問が皆無であった場合は、その旨を掲載します。

3 参加表明書等の受付・説明会の開催

参加表明書等の提出を持って、応募とみなします。

なお、本募集に関する説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、開催を見送りました。

整備事業の経過に関しては、下の鳥取市公式ウェブサイト、事業協力者については、本要項をご覧ください。

整備事業の経過：<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1613634651122/index.html>

- (1) 受付期間 令和3年4月23日（金）から6月11日（金）午後5時まで
※参加表明書等の提出は、お早目をお願いします。
- (2) 提出方法 受付期間中に第9-4の提出先へ持参又は郵送（書留郵便等に限る）してください。
- (3) 提出書類 参加表明書（様式第1号）
応募資格確認書類（「第9 提出書類」及び「様式集」を参照）
- (4) 提出部数 1部
- (5) 郵送による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9条に規定する特定信書便事業者により同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）とします。

持参する場合は、事前に第9-4の提出先に電話でその旨を伝え、あらかじめ調整した日時

に持参してください。この場合において、第9-4の提出先への電話は、鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に定める鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間にしてください。

- (6) 参加表明書等の提出後、事業企画提案書等の提出期限までに応募を辞退する場合は、令和3年6月14日（月）までに「辞退届」（様式第8号）を提出することにより辞退を認めます。提出方法は(2)と同様とします。

4 応募者の資格審査及び提案要請書の送付

参加表明書等を提出した応募者に対し、市は「参加資格確認書」に基づき、応募資格を有するか審査します。審査結果は、参加資格確認結果及び提案要請書により個別に通知します（共同企業体の場合は代表者に通知）。

第5 事業企画提案書等の作成

1 事業企画提案書等の受付

- (1) 受付期間 令和3年6月14日（月）から6月22日（火）午後5時まで
（午前9時から午後5時まで）
- (2) 提出方法 受付期間中に第9-4の提出先へ持参又は郵送（書留郵便等に限る）してください。
- (3) 提出書類 提案書（2の事業企画提案書等に求める内容を参照）
事業実績確認書（「第9 提出書類」及び「様式集」を参照）
- (4) 提出部数 7部（1部のみ正本とし、副本6部は複写で可とする。）
電子データ（CD-ROM等） ※提出書類のPDFデータ等
- (5) 提出にあたっては、上記3(5)と同様とします。

2 事業企画提案書等に求める内容

- (1) 提案書の作成にあたっては、整備事業への取組み姿勢や「期待する事業協力者の役割」を踏まえ、以下の項目を盛り込んだ具体的な提案としてください。

I. 事業協力者としての業務実施方針	※1枚以内
事業協力にあたっての役割認識（鳥取市場の現状・課題認識）を簡潔に記載したもの。	
II. 業務実施体制（配置予定責任者等）及びスケジュール	※2枚以内
事業協力を行う体制についての考え方（実績を併記した体制図等）及び協力期間の活動スケジュール案を記載したもの。	
III. 卸売業者・仲卸業者が参画する市場機能	※2枚以内
施設配置計画のアウトライン（考え方や方向性）を記載したもの。 <u>提案書の段階では、施設の配置図などを作成する必要はありません。</u> 配置図を作成するにあたり基軸となるコンセプトや考え方を記載してください。図表の有無は問いません。	

IV. 市場組合への対応	※ 1 枚以内
既存の市場事業者の集合である市場組合に対し、事業協力者として協定後の提案方法・聞き取り方法・相互協力方法について記載したもの。	
V. 地域経済への貢献・賑わい機能についての考え	※ 2 枚以内
事業協力者として整備事業に協力することで、鳥取市場のみならず、鳥取市の地域経済へどのように貢献するのかについて、アウトラインを記載したもの。 同時に、賑わい機能（Ⅲ. 卸売業者・仲卸業者が参画する市場機能 以外の余剰地等）についての考え方を記載したもの。	
VI. 国交付金（予定を含む）に対する提案・その他	※ 2 枚以内
国交付金に対する提案（活用方法など）や検討が必要な事項、実現可能な工夫、応募者のアピールポイント等を記載したもの。	

いずれの提案書においても、整備事業に対する基本的な考え方の指向を確認する意図があり、本提案書段階で、詳細にわたる資料の作り込みは不要です。

また、事業協力を受けた結果、市・市場組合等への確認などにより、最優秀提案者の提案であっても、大幅な変更が行われる場合があります。

(2) 留意事項

- ① A 4 版、横書き、片面印刷としてください。ただし、図表等で必要な場合のみ A 3 版を折り込んで作成しても差し支えありません。
- ② 既存資料などの附属資料の添付は自由とします。
- ③ 文字は、10 ポイント以上を使用してください。
- ④ 簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にしてください。
- ⑤ 表紙は、様式第 5 号とし、正本にのみ代表者印を押印（署名でも良い）してください。

第 6 事業協力者の選定

1 選定委員会の設置・選定方法

事業協力者の選定に当たり、「鳥取市公設卸売市場再整備事業 事業協力者選定委員会（以下「委員会」といいます。）」を設置し、第 7 のとおり選定します。

原則、応募者から実地でのプレゼンテーションを含む委員会の開催を、鳥取市役所本庁舎で予定していますが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点により、開会方法が変更される場合があります。

その場合、応募者に、別途案内しますので、ご留意ください。

2 選定結果及び公表

市は、選定結果に基づき最優秀提案者を決定し、応募者全員に結果を文書で通知します。

市は、決定した最優秀提案者の名称、総得点を公表することとします。また、決定に至らなかった応募者の総得点を、併せて公表することとします。

3 想定スケジュール

項目	日時 ※令和3年
① 参加募集等受付開始	4月23日(金)から
② 質問書提出期限	5月31日(月)
③ 質問書回答	6月4日(金)
④ 参加表明等提出期限	6月11日(金)午後5時まで(必着)
⑤ 事業企画提案書等提出期限	6月22日(火)午後5時まで(必着)
⑥ 審査(プレゼンテーション)	6月下旬予定 ※応募者の数により変動します。
⑦ 審査結果通知	6月下旬予定 ※応募者の数により変動します。
⑧ 基本協定の締結	7月上旬予定 ※応募者の数により変動します。

第7 提案の審査

1 審査の基本方針

提案書の内容が、経営戦略での4つの方針に沿い、かつ、『地域経済の持続的発展をけん引していく卸売市場』の実現に寄与すると考えられる、最も優秀な提案をした応募者を最優秀提案者として選定します。

2 審査の体制

市・市場組合・経済団体及び有識者等により構成される委員会において審査します。

3 審査の手順

(1) 進め方

- ① 応募資格の確認
- ② 提案書の審査
- ③ 最優秀提案者の選定

(2) 各審査の内容

① 応募資格の確認(事前)

開会の前に、市は、応募者が「応募資格要件」で規定する応募要件を満たしていることを確認します。応募資格が確認できない場合は失格とします。

② 提案の審査

応募資格要件を満たしていると認められた応募者の提案について、委員会が指定した日時に応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容を審査します。詳細は「(3)委員会による審査」のとおりとします。なお、提出書類に様式の欠落等があった場合は、その提案の審査は行いません。

③ 最優秀提案者の選定

応募のあった提案書の中から最も優秀な提案をした応募者を最優秀提案者として選定します。ただし、委員会の審査の結果、最優秀提案者であっても、評価点が委員会で定める基

準点に満たない場合は、選定対象とはしません。

(3) 委員会による審査

- ① 応募者の提案内容について、次項「4 評価の視点」に基づき、委員会の各委員が評価を行い、意見を集約して得点化し、総合的に審査します。
- ② 委員会の審査の結果、合計点が最も高い応募者を最優秀提案者とします。ただし、次項「4 評価の視点」に基づき、各項目の採点結果の合計点が満点の6割に満たない場合は、最優秀提案者なしとします。
- ③ 審査の結果が同点となった場合は、評価項目Ⅲ、及びⅣ、の合計点が最も高い者を最優秀提案者に決定し、それでもなお、同点数で並ぶ場合はくじ引きにより決定します。
- ④ 審査は、令和3年6月下旬に実施するものとし、日程は別途応募者に通知します。
- ⑤ 原則、審査の順番は、提案書の受付順とします。
- ⑥ 参加人数は4名以内（新型コロナウイルス感染症の状況次第で6人に変更することもある。当該状況については、日時を決定した際にその内容と合わせて通知する。）、説明者は事業協力者となった場合の主担当者としてください。
- ⑦ 提案内容の審査は、提出された書類及びプレゼンテーションにより行います。
- ⑧ 審査時間は、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング20分以内とします。なお、プレゼンテーションのための機器のセッティング時間は、この時間に含めません。
- ⑨ プレゼンテーション及びヒアリング並びに審査は、非公開とします。
- ⑩ プレゼンテーション及びヒアリングは、Web 会議システムを用いてオンラインで実施する場合があります。その際には、原則、応募者自身で Web 会議環境を準備してください。Web 会議の実施方法については、別途応募者に通知します。
- ⑪ プレゼンテーション及びヒアリングに係る経費は応募者の負担とします。

4 評価の視点

提案を求める各項目についてのそれぞれの評価の視点は以下の通りです。これらに基づき、委員会の各委員が評価を行います。

I. 業務実施方針	【10点】
市及び市場組合とともに事業に取り組む意欲があり、市（及び鳥取県東部圏域）の台所として設置されている公設地方卸売市場として地域経済を持続的に発展させるため、設計施工の整備事業のみならず、市場の買受人などを含む地元事業者の活用を優先して検討する方針であるか。	
II. 業務実施体制（配置予定責任者等）及びスケジュール	【5点】
業務実施体制は、期待する役割を完遂できる体制となっており、予定するスケジュールの実施可能性は高いと認められるものであるか。	
III. 卸売業者・仲卸業者が参画する市場機能	【30点】
『地域経済の持続的発展をけん引していく卸売市場』という将来像の実現・物流効率化に資する動線配置（共同配送を含む）として、施設配置計画のアウトラインは適当であり、経営戦略に示す事業規模を念頭にした、市場参画事業者の負担増加とならない、実現可能性があると考えられるか。	
IV. 市場組合への対応	【30点】
既存の市場事業者との合意、新たに導入する仲卸制度に参画する事業者への配慮がなされることを前提に、事業協力者として、市・市場組合と連携していくことが可能となる対応方法と考えられるか。	
V. 地域経済貢献・賑わい機能についての考え	【10点】
地域経済への貢献方法について、実現可能性が高いものであるか。 また、賑わい機能に関しては、市場性・採算性・経済性等を踏まえたものとなっており、卸売業者・仲卸業者等が参画する市場の本来機能を棄損しないものとして考えられたアウトラインになっているか。	
VI. 交付金（予定を含む）	【10点】
早期の面積等確定が必要となる国交付金等の活用を視野に入れたものであるか。また、各種補助金（交付金）に必須となる防災機能の強化として、被災者の一時避難等を視野にいれたものとなっているか。 また、実現可能な追加提案や工夫、事業協力者として選定すべき具体的な利点があるか。	
VII. 業務遂行能力（実績）	【5点】
直近5年間で、過去の公設卸売市場における整備事業の実績があるか。 経営状況は、事業協力体制を維持することに耐え得るものであるか。	

第8 留意事項

(1) 募集要項等の応諾

応募者は、事業企画提案書等の提出をもって、募集要項の記載内容・条件を承諾したものとみなします。

(2) 応募に要した費用の負担

応募に要した費用は、すべて応募者の負担とします。

(3) 使用する言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用するものとします。

(4) 提出書類の取扱い

① 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は市に帰属しませんが、公表その他市が整備事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、無償で使用することができるものとします。

② 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととします。

③ 提出書類の扱い

提出書類について、市は応募者に返却しません。

(5) 構成員の変更禁止

参加表明書の締切日以降の構成員の変更は、原則として認めません。

(6) 事業企画提案書等の変更・再提出

提出された提案書の差替え又は再提出は、認めません。

(7) 応募者の複数提案の禁止

同一応募者は、複数の提案を行うことはできません。

(8) 審査内容や総得点以外の個別の審査結果については公表しません。

(9) 審査結果についての異議申立ては受け付ません。

第9 提出書類

1 参加表明書等

- (1) 参加表明書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）（全構成員）
- (3) 応募者構成表（様式第3号）
- (4) 参加表明書添付資料提出確認書（様式第4号）（全構成員）
【添付資料】① 会社概要がわかるパンフレット等（最新のもの）
② 法人税、消費税、市税を滞納していない証明書
③ 商業登記簿謄本（写し可。提出日前3か月以内の日付のもの。）

2 提案書

- (1) 提案書
- (2) 提案書提出届兼誓約書（様式第5号）
- (3) 事業実績確認書（様式第6号）（全構成員）
- (4) 提案書添付資料提出確認書（様式第7号）（全構成員）
【添付資料】① 貸借対照表及び損益計算書（直近3カ年分）
② 事業実績を証明できる資料（契約書等の写し等）

3 その他

- (1) 辞退届（様式第8号）
- (2) 募集要項等に関する意見・質問書（様式第9号）

4 提出先・連絡先

- (1) 担 当 鳥取市経済観光部 経済・雇用戦略課
- (2) 住 所 〒680-8571 鳥取市幸町71番地
- (3) 電 話 0857-30-8283
- (4) F A X 0857-20-3947
- (5) 電子メール keizai@city.tottori.lg.jp